

## 青葉台五丁目町会会則運営細則

第1条 本会則第5条の各担当部門の運営内容を次のとおり定める。

1. 防犯防災担当

町会地域内の街灯、自主防災組織の機材等の点検及び整備と、防犯防災に関する活動と世話をする。

2. 環境担当

一斉掃除、環境衛生に関する活動と世話をする共に道路、公園、空き地等の点検を行い、不具合のある場所は適宜会長に連絡をとり改善に努める。

3. 広報担当

町会活動を町会員に趣旨徹底を図ると共に、町会員よりの情報、文芸等を広く町会に知らせる。

4. 親睦体育担当

町会員及び地域住民相互の親睦向上と青少年の健全育成及び町会員の体育向上に関する活動を行う。

5. 福祉・子供担当

五丁目の小地域福祉ネットワークづくりや町会員のコミュニケーションの向上を図る。各行事に参加する子供の取りまとめや子供参加行事への応援・世話をを行う。

第2条 弔事の場合

1. 会員家族は弔事が発生した場合は速やかに所属班長に通知し、班長は町会長（不在時は副会長）に連絡する。

2. 班長は、まとめ役として次の事項を行い、班員は努めて班長に協力すること、班長に事故あるときは代理者を選出する。

(1) 当事者を訪問し、手伝いの有無または要否を確かめる。必要なときはその要員人数、資材等を確かめる。

(2) 手伝いの要請があれば、班員に呼びかけ所要の手伝いを行う。

(手伝いの内容)

お勝手(料理、お茶の配膳等)、役所、葬儀社、寺社等への連絡、受付、接待、その他

(3) 香典は会員及び同居の家族の場合、町会より1万円を贈る。

第3条 災害の場合

会員に災害が発生した場合は、三役又は役員協議の上、災害見舞金を送る。

第4条 返礼謝礼の授受

互助と親睦を基調としたものであるため、返礼や謝礼の授受は原則として行わない。

第5条 寄付、祝い金、補助金等

町会運営上必要と認められた場合は、会長の判断でその支出を行うことができるが、事後役員会に報告する。

第6条 役員の免除

町会会則で定める75才以上の役員免除は、町会活動における高年齢者への負担

を軽減することが目的であって、当人の意志による役員への参画は承認する。

第7条 町会費は月額 500 円とする。(青葉台協議会費、自治会館基金費を含む)会費の納入は上期と下期に、それぞれ 6 か月分をまとめて 4 月、10 月の役員会までに各班長が徴収し、会計に納入するものとする。

第8条 町会役員には下表の役員事務通信・慰労金を年度末に支給するものとする。

	役員事務通信・慰労金
町会長	30,000円
副会長	15,000円
会計	15,000円
ブロック長	3,000円
班長	1,000円
会計監査	1,000円
顧問	1,000円

第9条 その他補足

緊急時(慶弔、災害等)班長不在時の代行は、前年度の班長にその任務を依頼することができる。

第10条 ゴミステーションの設備費用を町会費で賄う。

第11条 履歴

平成14年3月10日 改正

平成16年3月 日 改正

平成19年3月31日 改正

平成21年3月31日 第4回改訂(福祉・子供担当追加)

平成29年3月12日 第5回改定(事務通信・慰労金支給の規定追加)

平成31日年3月10日 第6回改訂(弔事の場合・自治会館より借用可能なものを削除)

令和2年3月29日 第7回改定

第1条 1. 防犯防災担当の消火器、消火栓を削除する。

第10条「ゴミステーションの設備費用を町会費で賄う」を追加